

守ろう!自転車安全利用五則

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。

自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を守り交通マナーを実践するなど安全運転を心がけましょう。

また、車の運転者も歩行者も自転車のルールを知り、安全を心がけましょう。

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は「車の仲間」で、車道通行が原則です。車道を通行するときは、道路の左側を通行しましょう。

違反すると
3か月以下の懲役
または5万円以下の罰金

歩道を通行するときは、車道寄りを徐行しましょう。

違反すると
2万円以下の罰金
または科料

②交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

信号無視は危険です。信号は必ず守りましょう。また、一時停止標識のある場所では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

違反すると
3か月以下の懲役
または5万円以下の罰金

③夜間はライトを点灯

無灯火は、周囲から自転車が見えず危険です。夜間はライトを点灯しましょう。

違反すると
5万円以下の罰金

④飲酒運転は禁止

自動車と同じく、酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

違反すると
酒に酔った状態で運転した場合
5年以下の懲役 または 100万円以下の罰金

⑤ヘルメットを着用

大切な命を守るためにも、乗車用ヘルメットをかぶって自転車に乗りましょう。

交通安全 コラム

vol.58



住民課
暮らしの安心・安全係
☎ 85-8171

SMSやメールでの

フィッシング詐欺に注意

消費生活コラム vol.54

注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎ 85-8171

事例



①宅配業者名でSMSが届いた。ちょうど荷物が届く予定だったので、SMSに書かれていたURLをクリックして、記載されていた指示どおりに、IDやパスワード等を入力した。しかし、その後11万円を不正利用されていたことが分かった。(60歳代)

②スマートフォンに「ETCカードを更新するよう」のメールが頻繁に入るようになった。所有しているクレジットカード会社発行のETCカードの手続きが必要なのかと思い、URLを開いてメールアドレスやパスワード、クレジットカード番号等を入力した。その後、カード会社に連絡をすると覚えのない決済があり、1万2千円が使用されていた。(70歳代)

ひびく助言



- ★実在する組織をかたるSMSやメールを送信し、IDやパスワード、暗証番号、クレジットカード番号等、個人情報を詐取したうえ、クレジットカード等を不正利用するフィッシングに関する相談が多く寄せられています。
- ★記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。
- ★フィッシングサイトに個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。絶対に入力してはいけません。情報を入力してしまったら、同じIDやパスワード等を使っているサービスを含め、すぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関等に連絡しましょう。
- ★IDやパスワード等の使い回しを避けることで被害の拡大を防ぐことができます。
- ★困ったときはすぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

(参考: 独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報 第479号から)